

## おめでとう！新成人

成人式

1月3・4日、「成人式」が市内9つの会場で開かれ、762人の新成人が出席しました。38人が出席した天草会場（同3日・高浜公民館）では、新成人を代表して水口翔太さんが、「社会人としてよりいっそうの重責を担うことを自覚し、天草で生まれ育ったことを誇りに思い、地域の発展のために新成人一同助け合って社会に貢献することを誓います」と述べました。その後、出席者は記念撮影をするなど友人との久しぶりの再会を楽しんでいました。



▲式典のようす

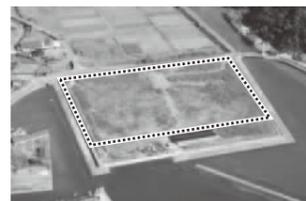
▶天草会場・新成人代表の水口翔太さん



▲記念撮影をする新成人たち



▲協定締結後に握手を交わす  
(写真左から) 山下代表、吉村代表取締役、安田市長、真崎伸一・県商工観光労働部長



◀メガソーラー発電所の建設地（枠線部分）

## 資源循環型のまちづくりを目指して

市有地を活用してメガソーラー発電所を設置

市では昨年、倉岳町浦地区にある市有地約2.9ヘクタールを活用したメガソーラー（大規模太陽光）発電所の設置事業者を募集し、応募があった県内外6事業者の中から、英和運輸株式会社（山口県・吉村昇伍代表取締役）と山寿産業（天草町・山下壽正代表）の2社連合に決定しました。市内のメガソーラー発電所建設は3カ所目で、市有地を活用したものとしては2例目。英和運輸株式会社は海運業、山寿産業はごみ収集業を営む企業。吉村代表取締役のご両親は同運輸株式会社の創業者で、五和町出身です。1月10日には、市役所本庁で事業者と県、市が出席して発電所事業に関する協定を締結。発電所は3月に着工し、年間発電量は一般家庭の約340世帯が1年間に使用する約126万キロワット時とする計画で、9月から発電が始まる予定です。

## 平成25年度から 国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに誰もが安心して医療を受けられるように、加入者で国民健康保険税（国保税）を出し合い、お互いに助け合うという相互扶助の制度として、加入者の皆さんに納めていただく国保税と、国や県からの補助金を主な財源にして事業を運営しています。

市では高齢化の進展や医療の高度化などにより、保険給付費は年々増加しており、国保の財政状況は依然として厳しい状況が続いています。

このような状況をふまえ、国保事業の安定的な運営を図るため、平成25年度から国保税の税率を引き上げることとしました。加入者の皆さんが安心して医療サービスを受けていただくための負担として、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

### ■国保税の税率の改正点

区 分	(現行)			平成25年度から		
	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割額(税率)	7.3%	2.9%	1.6%	<b>8.6%</b>	2.9%	<b>2.0%</b>
均等割額(1人当たり)	18,000円	7,000円	8,000円	<b>21,200円</b>	7,000円	<b>9,400円</b>
平等割額(1世帯当たり)	15,800円	6,400円	—	<b>17,900円</b>	6,400円	—
課税限度額(上限額)	510,000円	140,000円	120,000円	510,000円	140,000円	120,000円

・今回、後期高齢者支援金等分の税率の変更はありません。

### ●国保税の計算方法（平成25年度の国保税の計算方法は次のとおりです）

国保税＝①医療給付費分＋②後期高齢者支援金等分＋③介護納付金分(40歳～64歳の加入者のみ対象)

	所得割額 (世帯の加入者の所得に応じて計算)	均等割額 (世帯の加入者数に応じて計算)	平等割額 (1世帯当たりの額)
①医療給付費分	課税標準所得 <sup>※1</sup> ×8.6%	加入者数×21,200円	17,900円
②後期高齢者支援金等分	課税標準所得×2.9%	加入者数×7,000円	6,400円
③介護納付金分	課税標準所得×2.0%	加入者数×9,400円	—

※1) 課税標準所得…国保加入者の前年の所得から基礎控除(33万円)を差し引いた額の合算額です。所得とは、事業収入は必要経費を、給与収入は給与所得控除を、公的年金等は公的年金等控除額をそれぞれ差し引いた額です。

・平成25年度の国保税の詳細については、6月1日号「市政だより天草」でお知らせします。

### ■国保税の軽減

世帯主やその世帯の国保加入者の合計所得額が下の軽減判定基準に該当する場合は、均等割額と平等割額が軽減されます。また、国保加入者であった人が後期高齢者医療制度へ移行した場合、その人も含めて軽減判定を行います。

#### ◆国保税の均等割額・平等割額の軽減判定基準

世帯の国保加入者(旧国保加入者も含む)の合計所得額が

- ①33万円以下……………7割軽減
- ②33万円+(24.5万円×世帯主以外の加入者数と旧国保加入者数の合計)以下……………5割軽減
- ③33万円+(35万円×世帯主を含む加入者数と旧国保加入者数の合計)以下……………2割軽減

※2) 旧国保加入者…国保から後期高齢者医療制度へ移行した人のこと。

・世帯構成の変更などにより、軽減判定をやり直す場合があります。

※詳しいことは、本庁・市民税課☎1111内線1141・1142へお尋ねください。なお、国保税の納付については納税課内線1114・1115、国保の加入・脱退・給付については保険年金課内線1131・1132へお尋ねください。